

資料 1

ドイツ連邦政府の法律草案 年 月 日の旅行法規定の第 3 改正法草案

高橋 弘

ドイツ連邦政府は、2016 年 11 月 1 日に Heiko Maas 司法大臣から提出された新 EU パック旅行指令第 2015/2302 号のドイツへの国内法化に関する法律草案 (Stand : 21. 10. 2016 16 : 44) を決定した。この政府草案は、連邦司法消費者保護省の参事官草案を一部修正しており「一部、旅行業界にとって改善であるが、消費者保護にとっては改悪の内容である」と言われている。この政府草案により、立法手続きの次の段階が開始される。連邦議会での可決は 2017 年 6 月に予定されており、2018 年中頃に旅行法の新規定が施行される。

新 EU 指令は「加盟各国は、指令の適用範囲にない領域に本指令を適用する権限を有するべきである。それゆえ、(例えば休暇用住居の賃貸のように) 個々の旅行給付に関する独自の契約のために・・・適合した規定を取り入れることができる」として、パック旅行規定の適用範囲の拡大を許していた (指令の考慮理由 21)。このため、参事官草案は、民法第 651u 条 (個々の旅行給付へのパック旅行法の適用) の規定を置き、明示的にパック旅行規定の準用を予定していた。しかし、今回の政府草案では、この規定が削られた。

従来、1985 年の連邦通常裁判所 BGH の判決以降、パック旅行として認められてきた「個別給付としての旅行主催者の提供商品からの休暇用住居やホテル部屋のような休暇旅行宿泊」は、(この点については、高橋弘「ドイツにおける EC パック旅行指令の改正問題の一斑 (1)」広島法学 37 卷 1 号 (2013. 6) 518 頁以下参照)、もはやパック旅行契約法の保護の下に置かれず、約款によって変更可能な宿泊契約となった。このため、こうした個別給付の場合

には、消費者は前払いのとき等に倒産保護を受けられないだけでなく、事業者はその約款で外国の裁判籍による外国法を選択できることになる。

政府草案がこの規定を除去した理由は、今のところはっきりしないが、この旅行業界への譲歩を、Gerhard Billen 同省次官は、本年10月13日のドイツ旅行業協会 DRV の年次大会において予告したという。これは、倒産保護、強行法たるドイツ旅行契約法及び裁判管轄を伴う旅行契約法の類推適用に関する BGH の確固たる判例からの30年後の本質的な後退と言えよう。フューリッヒ教授は、「立法手続きにおいて削られた参事官草案民法第651u条の規定が、再び法律に取り入れられることを希望する」とされる。これに対して、シュタウディンガー教授は、2015年10月に「休暇用住宅の賃貸契約をパック旅行としてド民第651a条以下の規定を類推適用する BGH 及び通説は、方法的に間違っている。なぜなら、①第651a条の『給付の全体』とは2つ以上の給付であり、これが『法律』である、②それゆえ、基本法第20条第3項の『裁判官は法律及び法に拘束される』に違反している、③新指令下でこれを採用するのはドイツのみであり、ドイツの独走 Alleingang であり、④EU内での競争平等が不平等になる」として、反対していた(Ansgar Staudinger, Editorial RRa 5/2015, 209; vgl. Staudinger/Staudinger BGB 2011 u. 2016, § 651a BGB Rn. 30)。

また、「代金が75ユーロを超えるか否かにかかわらず、日帰り旅行契約」もパック旅行から外された(政府草案第651a条第5項第2号)。

他方、「例えば学校や教会や団体によって組織される旅行は、EU指令の国内法化法の適用範囲から完全に排除されるべきである」との旅行業界の主張は、失敗した(政府草案第651a条第5項第1号)。さらに、今回、第651b条第1項第4文に「旅行者がその旅行希望について質問され、かつ、旅行提供商品について単に助言されるときは、(パック旅行の)予約過程は、まだ開始していない」旨の規定が取り入れられた。これは業界の「『中立的な助言対話 neutrales Beratungsgespräch』が旅行給付の仲介の前に置かれるべきだ。顧客がパック旅行を予約するのかりんくされた旅行給付を予約するのかを決定し

で初めて、旅行代理店の（主催者としてのか仲介人としてのかの）活動の法的分類が行われる」という主張を法文化したものようだが、予約過程の開始をめぐる新たな問題も生じうる（vgl.BETA gloobi.de News fuer Reiseprofits (14.10.2016):Reiserecht - Prof. Dr. Ernst Fuehrich Newsletter Nov. 2016 (2016/11/19) S.1-2;）。なお、観光旅行的給付がパック旅行の組み合わせの全体価格において「重要な部分」を形成しているかどうかは、新 EU パック旅行指令の考慮理由 18 にあるように、全体価格の「25%」以上か否かによることが法文中で明示された（政府草案第 651a 条第 4 項第 2 文）。

民法施行法関係では、新たに第 252 款として「担保証書；顧客の金銭防護者の通知義務」が追加され、従来の「中央連絡機関」は第 253 款となった。このために付録の添付 18 に「担保証書のひな形」が追加された。また、添付 12 のひな形は、外国学校滞在（政府草案民法第 651u 条）用に変更された。

今回の政府草案は、128 頁から成るが、そのうち、51 頁までが法文草案であり、52 頁以下が立法理由である。本稿は 51 頁までの法文草案を扱う。なお、新 EU パック旅行指令第 2015/2302 号については広島法学 39 卷 4 号(2016. 3)、参事官草案の法文部分及び「欧州経済地域」については広島法学 40 卷 2 号(2016. 10)、立法理由については 40 卷 3 号 (2017. 1) を参照。

ドイツ連邦政府の法律草案

年 月 日の旅行法規定の第 3 改正法草案

A. 問題と目的

パック旅行及びリンクされた旅行給付に関する、EG 規則第 2006/2004 号及び EU 指令第 2011/83 号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第 90/314 号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会の EU 指令第 2015/2302 号（ABL L 326 vom 11.12.2015 S.1、以下では指令という）は、その第 28 条第 1 項の規定において、指令を実行するために EU 加盟各国に、2018 年 1 月 1 日までに

必要な法規定及び行政規定を公布し公示することを義務づけている。指令第28条第2項の規定により、新しい法は、2018年7月1日から適用されなければならない。

とりわけ、パック旅行に関する1990年6月13日の閣僚理事会のEWG指令第90/314号 (ABl. L 158 vom 23.6.1990 S.59) は、本指令によって取り換えられる。さらに、以下のものが、改正される

- 一 消費者保護法律の実施を管轄する各国の国内官庁間の協力に関する欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第2006/2004号 ((ABl. L 364 vom 9.12.2004 S.1)、及び
- 一 消費者の諸権利に関する、閣僚理事会のEWG指令第93/13号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第1999/44号の改正に関する、並びに、閣僚理事会のEWG指令第85/577号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第97/7号の廃止に関する、2011年10月25日の欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2011/83号、いわゆる消費者諸権利指令。

指令の目的は、まず、旅行市場の発展に法的枠組みを適合させ、かつ、規制の欠缺を埋めることである。とりわけ、従来部分的にしか認識されていなかったインターネットを介しての旅行の予約のための規定も創設されなければならない。改正は、高度の消費者保護水準に寄与し、かつ、法規定の同一化によって、域内市場のために、障害が除去されなければならない。

指令は、より厳しい又は厳しさの足りない規定を定めることを原則として加盟各国に許さない完全調和化の試みにとって有利な結果となるように、その先行指令の最小調和化の試みから解放されている。しかし、指令は、旅行者のために異なる保護水準を保証する規定を取り入れたり又は留保する立法的余地を、加盟各国に委ねている。

B. 解決

指令の国内法化は、とりわけ民法の改正を要求している。その際に、第2編第8章第9節における旅行契約に関する款は、新たな名称となりかつ完全

に新しく法文化される。新しい条項を追加されたパック旅行に関する規定と並んで、とりわけ、指令の当該規定を国内法化するために、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介に関する規定が、新たに取り入れられた。

さらに、とりわけ旅行法上の情報提供義務並びに新たに導入された中央連絡機関に関する規定に関して、民法施行法における改正が行われている。その上、指令によって定められた方式用紙のためのひな形が、添付 Anlage として添えられた。最後に、差止訴訟法、営業法及び代金表示命令における必要な調整が行われている。

C. 対案

なし

D. 履行費用を含めない予算支出

なし

E. 履行費用

E. 1 市民についての履行費用

市民につき、市民がパック旅行を第三者に委託したい諸事例の新たな方式要求により、全部で 2,438 時間かつ 58,500 ユーロまでの規模と査定される年間の履行費用が、生ずる（1 事例毎に 5 分かつ 2 ユーロまで）。

E. 2 経済についての履行費用

該当する事業者につき、その職員の補習・講習参加に関して、1 回限りの切替費用 *Umstellungsaufwand* が全部で約 3640 万ユーロ生ずる。申込用紙の作成・検討に関して、365,165 ユーロの更なる切替費用が生ずる。このほか、給付提供者も算入されうる旅行給付の仲介人については、全部で約 830 万ユーロと見積もられるオンライン提供の必要な適合による切替費用が生ずる。

旅行主催者については、更に、新たな証明義務により、約 20,670 ユーロの経常的な年間履行費用が生ずる。給付提供者には、リンクされた旅行給付の仲介人に対する通知義務によって、年に全部で 4390 万ユーロの経常的な履行費用が生ずる。このほかに、特別な状況において（場合によっては、回避不

能な異常事態の場合に旅行主催者に、場合によっては、第三国の旅行主催者の場合に旅行仲介人に)、及び、事業者が将来初めて倒産担保義務を負うときには、経常的な履行費用が生ずる；この点では、経常的な履行費用は、現在、査定に耐えうる糸口が見つからないので、査定できない。さらに、旅行仲介人には、例外的に、全体から見るとなおざりにされる瑕疵通知の受付による追加的な経常的な履行費用が生ずる。

生ずる履行費用は、外国学校滞在に関する規定及び事務所外で締結された契約の場合の撤回権に関する規定まで、指令の1：1の国内法化により条件付けられている。この2つの規定は、現在のドイツの法状況の維持に役立っている。すなわち、1：1の国内法化を超える経常的な履行費用は、数量で表せない。また、数量で表せない免責 *Entlastung* が経常的な履行費用と対立している。1：1で国内法化される規定は、「あるものは入れ、あるものは出す *one in, one out*」ルールの適用範囲には入らない。

そのうち情報提供義務から生ずる事務局費用 *Buerokratiekosten*

新しい情報提供義務により、該当する事業者につき、約310万ユーロの（そのうち、270万ユーロは講習により、365,165ユーロは申込用紙の作成・検討による）切替費用が生ずる。経常的な履行費用は、旅行主催者には年間、約20,670ユーロが、給付提供者には、年間、4390万ユーロまでの額が、生ずる。

E. 3 行政の履行費用

連邦には、中央連絡機関の開設及び活動により、毎年約248,704ユーロの人件費が生ずる。超過需要は、2017年の単年計画において財政的にかつ機関内で調整されるべきである。ラントに生じる費用は、連絡機関を介して毎年入ってくる要請の数はほぼわずかであるから、それほど重要ではない。

F. その他の費用

市民は、法律に挙げられたその他の要件の下での旅行主催者の相応な留保の場合には、将来は、従来（旅行代金の5%まで）よりも高い（旅行代金の8%までの）代金変更を引き受けなければならない。

連邦政府の法律草案

年 月 日の旅行法規定の第 3 改正法草案

目次

第 1 条 民法典の改正

「第 4 款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介

第 651a 条～第 651y 条」(この部分は、本誌別稿の資料 2 参照)

第 2 条 民法施行法の改正

「第 7 節 欧州連合の国際私法上の規定の遵守及び国内法化に関する特別規定」

「第 2 款 消費者保護における国際私法上の規定の国内法化」

「第 46c 款 パック旅行とリンクされた旅行給付」

「第 3 款 EG 規則第 593/2008 号の施行」

「第 4 款 EU 規則第 1259/2010 号の施行」

「第 229 款

第 (公布の際に直ぐ後の数字が入られる) 条 第 3 旅行法規定改正法に関する経過規定」

「第 238 款 顧客の金銭防護者の通知義務」

「第 250 款 パック旅行契約の場合の情報提供義務

第 1 条 契約前の情報提供の方式と時点

第 2 条 契約前の情報提供の方式用紙

第 3 条 契約前の情報提供の場合のその他の記載事項

第 4 条 民法第 651c 条の規定の場合における契約前の情報提供

第 5 条 契約の方式

第 6 条 契約の写し又は確認書

第 7 条 旅行必要書類、旅行開始前の情報提供

第 8 条 他の事業者への通知義務及び民法第 651c 条の規定の場合における契約締結後の旅行者への
情報提供

第 9 条 外国学校滞在に関する契約の場合のその他の情報提供義務

第 10 条 著しい契約変更の場合の情報提供」

第 251 款 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務

第 1 条 情報提供の形式と時点

第 2 条 旅行者の情報提供のための定式用紙」

第 252 款 担保証書；顧客の金銭防護者の通知義務

第 253 款 中央連絡機関

第 1 条 中央連絡機関。倒産担保に関する諸情報

第 2 条 発送要請

第 3 条 詳細要請」

民法施行法改正案の付録 (この部分は、本誌別稿の資料 3 参照)

第 3 条 差止訴訟法の改正

第 4 条 営業法の改正

第 147b 条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された受領」

第 5 条 代金表示命令の改正

第6条 施行、失効

連邦議会は、以下の法律を決議した。すなわち、

第1条 民法典の改正

〔建設契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の改正に関する法律草案（BT Drs. 18/8486）第1条の規定〕により、前回改正された、2002年1月2日の公示の法文における民法典（BGBl. I S. 42, 2909; 2003 I S. 738）は、以下のように改正される。すなわち、

1. 目次において、第2編第8章第9節第4款の表記は、以下のように表現される。すなわち、

「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介」

2. 第312条の規定は、以下のように改正される。すなわち、

a) 第2項第4号の規定は、削られる。

b) 以下の第7項の規定が、追加される。すなわち、

「(7) 本款の規定から、第651a条及び第651c条の規定によるパック旅行契約には、第312a条第3項乃至第6項、第312i条、第312j条第2項乃至第5項及び第312k条の規定のみが適用される；これらの規定は、旅行者が消費者でないときにも、適用される。旅行者が消費者であるときは、第312g条第2項第2文の事例における第651a条の規定によるパック旅行契約には、第312g条第1項の規定も適用される。」

3. 第312g条第2項第2文の規定において、「旅行給付に関する契約」という文言は「パック旅行契約」という文言に取り換えられる。

4. 第2編第8章第9節第4款は、以下のように表現される。すなわち、

「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介
第651a条～第651y条」（この部分は、本誌別稿の資料2参照）

第 2 条 民法施行法の改正

[建設契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の改正に関する法律草案 (BT-Drs. 18/8486) 第 2 条の規定] により、前回改正された、1994 年 9 月 21 日の公示の法文における民法施行法 (BGBl. I S.2494 ; 1997 I S. 1061) は、次のように改正される。すなわち、

1. 第 1 編第 2 章第 7 節の見出しは、次のようになる。

「第 7 節 欧州連合の国際私法上の規定の施行及び国内法化に関する特別規定」

2. 第 1 編第 2 章第 7 節第 2 款の見出しは、次のようになる。

「第 2 款 消費者保護における国際私法上の規定の国内法化」

3. 第 46b 款の規定の後に、以下の第 46c 款の規定が挿入される。

「第 46c 款 バック旅行とリンクされた旅行給付

(1) バック旅行主催者が、契約締結の時点で営業法第 4 条第 3 項の規定の意味におけるその居住地を、EU 加盟国の 1 つにも他の欧州経済地域協定締約国の 1 つにも有さず、かつ、

1. バック旅行主催者が、EU 加盟国の 1 つで又は他の欧州経済地域協定締約国の 1 つで、バック旅行契約を締結し、又は、これらの国家の 1 つでこのような契約を締結することを申し出ている場合に、又は、
2. バック旅行主催者が、EU 加盟国の 1 つで又は他の欧州経済地域協定締約国の 1 つで、第 1 号の規定の意味におけるその活動を実施している場合に、

この活動領域において契約が生ずるときは、バック旅行及びリンクされた旅行給付に関する、EG 規則第 2006/2004 号及び指令第 2011/83/EU 号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第 90/314 号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会の EU 指令第 2015/2302 号 (ABl. L 326 vom 11.12.2015 S.1) の第 17 条の規定の国内法化に関して、第 1 号又は第 2

号の規定に挙げられている国が公布した実体法規定が、適用される。

(2) リンクされた旅行給付の仲介人が、契約締結の時点で営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、

1. 彼が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、リンクされた旅行給付を仲介し又はそこで仲介に関して申し出ている場合に、又は、

2. 彼が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、その仲介活動を実施している場合に、

この活動領域において契約が生ずるときは、EU指令第2015/2302号の第17条の規定に関連して第19条第1項の、及び、第19条第3項の規定の国内法化に関して、第1号又第2号の規定に挙げられている国が公布した実体法規定が、適用される。

(3) リンクされた旅行給付の仲介人が、第251款第1条の規定により基準となる時点で、営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定の締約国の1つでその仲介活動を実施している場合に、この活動領域において予定された契約が生ずるときは、EU指令第2015/2302号の第19条第2項及び第3項の規定の国内法化に関して、仲介活動が実施された国が公布した実体法規定が、適用される。

4. 新しい第46c款の規定の後に、以下の第3款の見出しが挿入される。

「第3款 EG規則第593/2008号の施行」

5. 従来の第46c款は第46d款となる。

6. 従来の第3款は第4款となる。

7. 従来の第46d款は第46e款となる。

8. 第 229 款の規定には、以下の（公布の際に直ぐ後の数字が入れられる）条が付加される

「第（公布の際に直ぐ後の数字が入れられる）条 第 3 旅行法規定改正法
に関する経過規定

2018 年 6 月 30 日までに締結された旅行契約には、2018 年 6 月 30 日まで適用される法文での本法、民法、民法情報提供義務命令、差止訴訟法、営業法及び代金表示命令の規定が、更に適用される。」

9. 第 238 款の規定は廃止される。
10. 以下の第 250 款乃至第 253 款の規定が追加される。すなわち、

「第 250 款 バック旅行契約の場合の情報提供義務

第 1 条 契約前の情報提供の方式と時点

- (1) 民法第 651d 条第 1 項及び第 5 項並びに第 651v 条第 1 項の規定による旅行者の情報提供は、旅行者がその契約の意思表示をなす前に、なされなければならない。情報は明確に分かりやすくかつ強調された仕方で通知されなければならない。情報は書面で与えられ、読みやすいものでなければならない。
- (2) 契約前の情報の変更は、旅行者に契約締結前に明確に分かりやすくかつ強調された仕方で通知されなければならない。

第 2 条 契約前の情報提供の方式用紙

- (1) 添付第 11 に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が旅行者に提供されなければならない。
- (2) 民法第 651u 条の規定による契約の場合には、添付 11 に含まれているひな形による方式用紙に代えて、添付 12 に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が、使用されなければならない
- (3) バック旅行契約が電話により締結されなければならないときには、その時々の方式用紙からの情報は、第 1 項及び第 2 項の規定とは異なり、電話によっても提供されうる。

第3条 契約前の情報提供の場合のその他の記載事項

問題となるパック旅行に情報が重要であるときは、情報提供は以下の情報を含まなければならない

1. 旅行給付の本質的な性質、詳しくは
 - a) 目的地、又は、パック旅行が多くを目的地を含んでいるときは、個々の目的地並びに個々の期間（日付記載及び宿泊数）、
 - b) 旅行ルート、
 - c) 運送手段（特徴及び等級）、
 - d) 出発及び帰着の場所及び日時、正確な時間表示がなおできないときは、出発及び帰着のおおよその時間、さらに、中継地の場所及び継続時間並びに間に合う接続便、
 - e) 宿泊（場所、主たる特徴及び、場合によってはその時々を目的地国の規定による観光旅行上の格付け）、
 - f) 食事、
 - g) 見学、遠足又はその他の旅行代金に含まれている給付、
 - h) 脈絡から判明しないときに、団体の一員としての旅行者のために旅行給付の一つが提供されるかどうかの記載、及び、この場合には、可能ならば、おおまかな団体員数の記載、
 - i) 旅行者によるその他の観光旅行給付の利用が有効な口頭のコミュニケーションにかかっているときに、この給付が提供される言語、及び
 - j) パック旅行が一般に移動に制限のある人々にふさわしいかどうかの記載、及び、旅行者の請求により旅行者の要求を考慮したその適性に関する正確な情報、
2. 旅行主催者の商号又は氏名、彼が居住している土地の住所、電話番号及び場合によってはEメールアドレス；これらの記載事項は、場合によっては旅行仲介人についても与えられるべきである、

3. 税金を含むパック旅行の総代金、並びに、場合によってはあらゆる追加料金、対価及びその他の費用、又は、これらの費用が契約の締結前に決められていないときは、旅行者が事情によりなお負担しなければならない増加費用の種類の記事、
4. 前払金として給付されるべき代金の額もしくはパーセンテージ、及び、残代金の支払についての日程表、又は、旅行者による金銭上の担保の提供も含めた、支払の方式、
5. パック旅行の実施に必要な最少参加人数、及び、民法第 651h 条第 4 項第 1 文第 1 号の規定による旅行主催者の解除の意思表示が契約上合意された旅行開始前の遅くともいつの時点までに到達しなければならないか、についての記載、
6. ビザの取得及び衛生警察上の手続に要するおおよその期間を含めた、目的地国のパスポート及びビザの一般的要件、
7. 旅行者は、パック旅行の開始前に相当な補償金の、又は、場合によっては旅行主催者が請求する包括補償金の、支払いと引き換えにいつでも契約を解除できる旨の指摘、
8. 旅行解除費用保険についての、又は、傷害、疾病もしくは死亡の場合の帰路運送を含む援助の費用をカバーする保険についての、指摘。

第 4 条 民法第 651c 条の規定の場合における契約前の情報提供

民法第 651c 条の規定によるパック旅行契約については、第 2 条第 1 項の規定と異なり、添付 11 に含まれているひな形による方式用紙に代えて、添付 13 に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が、使用されなければならない。第 3 条の規定による情報提供につき、以下の者は、以下のことに関して義務を負う

1. 旅行主催者として記入された事業者は、彼が提供すべき旅行給付に関するのみ、
2. 民法第 651c 条第 1 項第 2 号の規定によりデータが伝送されるあらゆる

その他の事業者は、彼から提供される旅行給付に関して。

第5条 契約の作成

パック旅行契約は、平明な分かりやすい言葉で作成されなければならない、かつ、それが書面で締結されるときは、読みやすくなければならない。

第6条 契約の写し又は確認書

(1) 契約の写し又は確認書が、契約締結の際に又は契約締結後遅滞なく、持続的記録媒体で、旅行者に提供されなければならない。契約が以下の場合には、旅行者は、書面形式での契約の写し又は確認書の請求権を有する

1. 契約締結者の同時同席でなされたとき、又は
2. 事務所の外でなされたとき(民法第312b条);旅行者が同意するときは、契約の写し又は確認書につき、他の持続的記録媒体も使用できる。

(2) 契約の写し又は確認書は、明確で分かりやすく完全な契約内容を再現しなけれならず、かつ、第3条に挙げられた情報以外に以下の記載事項が含まれていなければならない

1. 旅行主催者が同意した旅行者の特典、
2. 以下のことの指摘
 - a) 旅行主催者が、契約に含まれているあらゆる契約給付の取り決め通りの提供につき責任を負うこと、及び
 - b) 旅行者が困難に遭遇しているときに、旅行主催者が、民法第651q条の規定により援助をなす義務を負うこと、
3. 顧客の金銭防護者の名前及び顧客の金銭防護者が居住する土地の住所を含むその連絡データ;民法第651s条の規定の場合に倒産保護を提供する組織に関連して、及び、場合によっては管轄官庁に関連して、これらの記載事項が与えられなければならない、
4. 旅行者が以下の場合に、急いで旅行主催者と連絡を開始するために、旅行者が相談できる旅行主催者の現地の代理人、連絡機関又はその他のサービス機関の名前、住所、電話番号、Eメールアドレス、及び、

場合によってはファックス番号

- a) 民法第 651q 条の規定による援助を必要としているとき、又は
 - b) 発生した旅行の瑕疵を通知しようとするとき、
5. 発生した旅行の瑕疵を旅行主催者に通知すべき旅行者の義務 Obliegenheit の指摘、
6. 両親の一方又はその他の権限のある者の同伴なしに旅行する未成年者の場合には、未成年者又はその滞在地で未成年者のために責任を負う者への直接の連絡が確立されうる方法に関する記載事項。契約が未成年者の宿泊を含まないときは、これは適用されない、
7. 以下のことに関する情報
- a) 既存の国内の苦情処理手続きに関する、
 - b) 消費者紛争解決法第 36 条の規定により選択的な紛争処理手続きへの参加に関する、及び
 - c) 消費者法上の紛争のオンライン解決に関する、EG 規則第 2006/2004 号及び EG 指令第 2009/22 号の改正に関する、2013 年 5 月 21 日の欧州議会及び閣僚理事会の EU 規則第 524/2013 号 (ABL L 165 vom 18.6.2013, S.1) の第 14 条の規定によるオンライン紛争解決プラットフォームに関する、
8. 民法第 651e 条の規定により他の旅行者に契約を譲渡する旅行者の権利に関する指摘。

第 7 条 旅行必要書類、旅行開始前の情報提供

- (1) 旅行主催者は、旅行開始前に適時に旅行者に、必要な旅行書類、とりわけ必要な予約証明となるもの、引換券、運送証明書及び入場券を引き渡さなければならない。
- (2) 旅行主催者は、旅行開始前に適時に旅行者に、出発時間及び到着時間並びに運送前のチェックイン、中継地の場所及び期間並びに中継地で連絡の取れる接続便に関して情報を提供しなければならない。これらの情報が、

第6条の規定により旅行者に提供された契約の写し又は確認書の中に、又は第8条第2項の規定による旅行者の情報の中に、含まれており、かつ、その間に何らの変更も生じていなかったときは、第1文の規定による特別な通知は、必要ではない。

第8条 他の事業者への通知義務及び民法第651c条の規定の場合における契約締結後の旅行者への情報提供

- (1) 民法第651c条第1項第2号の規定によりデータが伝送される事業者が、1つの旅行給付に関する契約を旅行者と締結するときは、彼は、旅行主催者と見なされる事業者に、契約締結の事由について情報提供し、かつ、彼から提供される旅行給付に関して旅行主催者としての義務の履行のために必要な情報を提供しなければならない。
- (2) 旅行主催者と見なされる事業者は、第1項の規定により他の事業者から契約締結の事由に関して情報提供されたらすぐに、旅行者に第6条第2項第1号乃至第8号の規定に挙げられている事項を明確に分かりやすくかつ強調された仕方ですべて持続的記録媒体で提供しなければならない。

第9条 外国学校滞在に関する契約の場合のその他の情報提供義務

旅行主催者は、第6条第2項の規定に定められている事項以外に、旅行者に以下の情報を与えなければならない

1. 生徒が宿泊する受け入れ家庭の氏名、住所、電話番号及び場合によってはEメールアドレス、それらの変更を含む、
2. 瑕疵除去も請求される受け入れ国における相談相手の氏名と連絡のとれる方法、及び
3. 生徒の瑕疵除去請求及び旅行主催者がとる措置。

第10条 著しい契約変更の場合の情報提供

旅行主催者が民法第651g条第1項の規定により契約変更をするつもりであるときは、彼は、旅行者に遅滞なく変更理由を知らせた後、持続的記録媒体で明確に分かりやすくかつ強調された仕方ですべて以下のことについて情報提供し

なければならない

1. 提案された契約の変更、その理由、並びに
 - a) 旅行代金の引き上げの場合には、その算定について、
 - b) その他の契約の変更の場合には、民法第 651g 条第 3 項第 2 文の規定による旅行代金へのこの変更の影響について、
2. それ以内の期間中に、旅行者が補償金の支払なしに契約を解除しうる又は契約変更の申し出を受け入れることができる期間、
3. 旅行者が期間内に意思表示をしないときに、契約の変更に関する申し出が承認されたものと見なされる事由、及び
4. 場合によっては代わりに提供されるバック旅行及びその旅行代金。

第 251 款 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務

第 1 条 情報提供の形式と時点

その成立がリンクされた旅行給付の仲介の発生を生ずる旅行給付に関する契約について契約の意思表示を旅行者がなす前に、民法第 651w 条第 2 項の規定による旅行者の情報提供が行われなければならない。情報は明確に分かりやすくかつ強調された仕方では通知されなければならない。

第 2 条 旅行者の情報提供のための定式用紙

添付 14 乃至 17 に含まれているひな形により、適切に記入された方式用紙が旅行者に提供されなければならない、詳しくは

1. リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送を含む運送契約を締結した運送人である場合に、
 - a) 仲介が民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定によって行われるときは、添付 14 におけるひな形による方式用紙が、
 - b) 仲介が民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定によって行われるときは、添付 15 におけるひな形による方式用紙が、
2. リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送を含む運送契約

を締結した運送人ではない場合に、

- a) 仲介が民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定によって行われるときは、添付 16 におけるひな形による方式用紙が、
- b) 仲介が民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定によって行われるときは、添付 17 におけるひな形による方式用紙が。

第 1 文第 1 号並びに第 2 号 b の規定の場合に、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介人との同時同席で、リンクされた旅行給付の仲介が行われるときは、リンクされた旅行給付の仲介人は、第 1 文の規定とは異なり、当該方式用紙に含まれている情報を仲介状況に適合した方法で提供しなければならない。リンクされた旅行給付の仲介が、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介人との同時同席でもなく、オンラインでもなく、行われるときは、同様のことが当てはまる。」

第 252 款 担保証書；顧客の金銭防護者の通知義務

- (1) 第 651r 条第 4 項第 1 文の規定による担保証書は、民法第 651w 条第 3 項第 4 文との校合においても、添付 18 に含まれているひな形により作成され、かつ、内容形式に適切に記入されて旅行者に引き渡されなければならない。紙及び活字の大きさにおいて、ひな形と異なることは許される。担保証書には、顧客の金銭防護者又はその代理人の商号又は登録番号が印刷されてもよい。文書が、担保証書と並んでその他の言明又は内容を含んでいるときは、担保証書はこれから際立たされなければならない。
- (2) パック旅行の場合に、担保証書は、契約の確認書又は写しに閉じ付けられ、又はその裏面に印刷されることができる。担保証書は、契約の確認書又は写しと電子的にも接続されうる。民法第 651c 条によるパック旅行の場合に、第 250 款第 8 条第 1 項の規定により旅行主催者と見なされる事業者が他の契約締結の事由を情報提供されたときはすぐに、担保証書が引き渡されなければならない。

- (3) リンクされた旅行給付の仲介の場合に、民法第 651w 条第 5 項の規定によるリンクされた旅行給付の仲介人が他の契約締結の事由を情報提供されたときはすぐに、担保証書が引き渡されなければならない。
- (4) 旅行仲介人が担保証書を旅行者に引き渡すときは、旅行仲介人は旅行者に対して、担保証書の有効性を検査する義務を負う。
- (5) 顧客の金銭防護者（民法第 651r 条第 3 項）は、顧客の金銭防護契約の終了を管轄官庁に遅滞なく通知する義務を負う。

第 253 款 中央連絡機関

第 1 条 中央連絡機関。倒産担保に関する諸情報

- (1) EU 指令第 2015/2302 号第 18 条第 2 項乃至第 4 項の規定による中央連絡機関の任務を、連邦司法官庁 *Bundesamt fuer Justiz* が、引き受ける。
- (2) 連邦司法官庁は、他の EU 加盟諸国又は EU 加盟国以外の欧州経済地域協定締約国の中央連絡機関に、倒産担保に関する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の義務についての法律上の要求（民法第 651r 条乃至第 651t 条、第 651w 条第 3 項）に関するあらゆる必要な情報を提供する。

第 2 条 発送要請

連邦司法官庁は、他の EU 加盟国の 1 つに又は他の欧州経済地域協定締約国の 1 つに住所を有する旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人が、倒産担保についてのその義務（民法第 651s 条、第 651w 条第 3 項）を履行したかどうか、という疑問の明確化に関する管轄官庁の情報要請を、居住国の中央連絡機関に転送する。

第 3 条 詳細要請

- (1) 連邦司法官庁は、国内に住所を有する旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人が、倒産担保についてのその義務（民法第 651r 条、第 651w 条第 3 項）を履行したかどうか、という疑問の明確化に関する他の EU 加盟諸国の又は EU 加盟国以外の欧州経済地域協定締約国の中央連絡機関の

情報要請を、遅滞なく管轄官庁に転送する。

- (2) 管轄官庁は、遅滞なく明確化に必要な措置を取り、かつ、連邦司法官庁に報告する。連邦司法官庁は、管轄官庁の報告を遅滞なく他の国の中央連絡機関に転送する。
- (3) 要請が到着後 15 就業日以内に最終的になお回答されえないときは、連邦司法官庁は、他の国の中央連絡機関にこの期間内に最初の回答を与える。」

11. 本法の附録 Anhang の添付 Anlage11 乃至 18 が添えられる。

(この部分は、本誌別稿の資料3参照)

第3条 差止訴訟法の改正

[建設契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の改正に関する法律草案 (BT-DRs. 18/8486) 第3条の規定] により、前回改正された、2002年8月27日の公示の法文における差止訴訟法 (BGBl. I S. 3422, 4346) の第2条第2項第1文第1号gの規定において、「旅行契約」という文言は「パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介」という文言に置き換えられる。

第4条 営業法の改正

2016年7月31日の法律 (BGBl. I S. 1914) 第9条の規定により、前回改正された、1999年2月22日の公示の法文における営業法 (BGBl. I S. 202) は、以下のように改正される

1. 見出しにおいて、第147b条の規定は以下ようになる

「第147b条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された受領」

2. 第147b条の規定は、以下のように法文化される

「第147b条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された受領

(1) 以下の民法規定に反して支払を請求し又は受領する者は、秩序違反である

1. 第 651t 条第 1 号の規定に反して、第 651u 条第 1 項第 1 文又は第 651w 条第 3 項第 4 文との校合においても同じ、又は
2. 第 651t 条第 2 号の規定に反して、第 651u 条第 1 項第 1 文、第 651v 条第 2 項第 1 文、第 651w 条第 3 項第 4 文との校合においても同じ。

(2) 秩序違反は、第 1 項第 1 号の事例においては 3 万ユーロ以下の過料で、第 1 項第 2 号の事例においては 5 千ユーロ以下の過料で、罰せられる。」

第 5 条 代金表示命令の改正

2016 年 3 月 11 日の法律 (BGBl. I S.96) の第 11 条の規定により、前回改正された、2002 年 10 月 18 日の公示の法文における代金表示命令は、以下のように改正される

1. 第 1 条の規定は、以下のように改正される
 - a) 第 5 項の規定は、以下のように改正される
 - aa) 第 1 号の規定において、最後のコンマの後に「又は」という文言が追加される。
 - bb) 第 2 号の規定において、「werden」の文言の後にコンマが、及び、「又は」という文言はピリオドによって取り換えられる。
 - cc) 第 3 号の規定は削る。
 - b) 第 5 項の規定の後に、以下のような第 6 号の規定が追加される
「(6) 旅行主催者の広告、ウェブサイト又はパンフレットで表示された旅行代金は、第 1 項第 1 文の規定とは異なり、民法第 651d 条第 3 項第 1 文及び民法施行法第 250 款第 1 条第 2 項の規定により変更されうる。」
 - c) 従来第 6 項の規定は、第 7 項となる。
2. 第 10 条の規定は、以下のように改正される

- a) 第1項の規定は、以下のように改正される
 - aa) 第3号の規定において、「第1号」という表示の後にコンマが、及び「第3文との校合においても」という文言が、削られる。
 - bb) 第5号の規定において、「6第2文」という表示は「7第2文」という表示によって取り換えられる。
 - cc) 第6号の規定において、「第1条第6項第3文」という表示は「第1条第7項第3文」という文言によって取り換えられる。
- b) 第3項の規定において、「第2文」という表示の後にコンマが、及び「そのつど第3文との校合においても」という文言が削られる。

第6条 施行、失効

本法は、2018年7月1日に施行する。同時に、最終的に2011年1月17日の法律 (BGBl. I S.34) 第3条の規定により改正された、2002年8月5日の公示の法文における民法情報提供義務命令 (BGBl. I S.3002) は、失効する。